

次々進出

(1) 運送の促進ノ件 (一) 既記の件

知照 各地方の期を考へて之を運送の期に妥當に  
ト之を決定せしむるに、協働の件

及之部と運送の期を三ヵ月か初之二ヵ月迄に之を  
し右部運送の期を、便所より此の法動し便所よりト

若し知照の運送の期を、其の期を、便所の期を、  
之運送の期を、便所の期を、其の期を、便所の期を、

之運送の期を、便所の期を、其の期を、便所の期を、  
之運送の期を、便所の期を、其の期を、便所の期を、

此の

(2) 運送の促進ノ件 既記の件

三十二日提出の且同日午後三時より中休分休日

全部の本部の動員を了したる

(3) 電報伝送ノ件

電名伝送の促進ノ件 既記の件  
同時、二十二日、各地方の期を考へて之を運送の期に妥當に  
ト之を決定せしむるに、協働の件

(2) 中休分休日ノ件 既記の件

電名伝送の促進ノ件 既記の件  
同時、二十二日、各地方の期を考へて之を運送の期に妥當に  
ト之を決定せしむるに、協働の件

運送の期

運送の期

三田 横尾

青山 田中

新井 中村 猪俣 佐藤

本所 新井 斎藤